

京都府外で受診された妊婦・産婦健康診査、 新生児聴覚検査、1か月児健康診査費用の助成について

里帰り出産などにより京都府外の医療機関等で妊婦・産婦健康診査、新生児聴覚検査、1か月児健康診査費用を自費でお支払いされた方には、申請により、本市が定める公費負担額を上限に助成（償還払い）します。

1. 助成の内容

- 助成の対象となるのは、京都府外の医療機関等で受診され、自費でお支払いされた妊婦・産婦健康診査、新生児聴覚検査、1か月児健康診査費用です。
- 助成できるのは、それぞれの受診券に記載の検査項目の費用で、支払われた額と舞鶴市が定める公費負担額のいずれか少ない方の金額となります。

2. 手続きに必要なもの

(1) 助成金交付申請書

(2) 受診したことが記載された受診券

※受診医療機関等に別紙『受診券への記載について（お願い）』をお渡しのうえ、受診日や医療機関名・健診結果等を記入してもらってください。

※産婦健康診査及び1か月児健康診査については、受診前に受診券（裏面）の問診項目に記入して、受診医療機関等にお渡しください。

(3) 自費でお支払いされた健診費用の領収書と診療明細書

(4) 振込口座のわかるもの（通帳等）

3. 手続きの方法

- 上記2の書類をご持参のうえ、舞鶴市こども家庭センター（余部下1167番地 中総合会館2階）で費用の助成交付申請をしてください。
- 申請期限は、出産後1年以内です。

4. その他

- お支払いは、申請月の翌月の下旬となります。

〈お問い合わせ先〉

舞鶴市こども家庭センター（こども家庭しあわせ課）

〒625-0087 舞鶴市余部下1167番地

☎0773-68-9155